

インターネットに潜む危険性を知っておきましょう！

青少年にとって、携帯電話やスマートフォンは、インターネットを利用する上で便利なものです。加えて最近では、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーでもインターネットに接続が可能となっています。インターネットは、大変便利なものですですが利用の仕方によっては、次のような危険性があります。



個人情報の流出

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やブログなどに個人情報を載せると悪用される可能性があります。

写真など一度インターネットに流れた情報は拡散取りもどすことは不可能です。



ケータイ・スマホ依存

ひどい場合には昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けないこともあります。

このような状態は「ケータイ・スマホ依存症」や「ケータイ・スマホ中毒」です。

ケータイ・スマホに振り回されてしまっては、自分の大切な時間がもったいないよ。



なりすましによる被害

インターネットでのやり取りは顔が見えません。性的な目的で、子どもや同年代の女子(男子)になりすまして近くで人がいます。

ゲーム機からでも犯罪被害に遭うことがあります。



◎この条例に関するお問い合わせは…

**鳥取県福祉保健部子育て王国推進局
青少年・家庭課**

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7076

ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール seishounen-katei@pref.tottori.jp

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>



動画・画像の投稿

面白半分や何気ない動画・画像の投稿が、色々な人に迷惑をかけたり、騒動に発展することがあります。



どんな影響があるか投稿する前に考えましょう。

メールでのトラブル

メールは短い文章が多いため、誤解を生じやすく、友達関係がこわれたり、いじめに発展するケースもあります。



メールに頼らず、直接会って話をしましょう！

※この条例で青少年とは 18 歳未満の人（婚姻者は除く）のことです。

今すぐ始めよう!! ペアレンタルコントロール

～インターネットを安全に利用するために～



鳥取県青少年健全育成条例が改正されました。

主な改正内容

- ◆保護者の方々へ、インターネットの利用について、青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール等の措置を行うよう努力義務を追加しました。
- ◆販売事業者の方々へ、インターネットが利用出来る機器を販売する際にはペアレンタルコントロール等の説明と書面の交付の義務を追加しました。

平成 26 年 10 月 1 日から施行されました

鳥 取 県